

商 品 概 要 説 明 書

《J Aフリーローン》(ジャックス保証型)

(令和3年4月1日現在適用中)

1. 商品名	J Aフリーローン
2. お使いみち	○生活に必要とする一切のご資金とします。 ただし、事業性資金としてのご利用はできません。
3. ご利用 いただける方	○地区内に在住または在勤している方。 ○お借入時の年齢が20歳以上、完済時年齢が75歳以下の方。 ○安定・継続した収入の見込める方。 ○住宅を所有している方。および所有者と同居している2親等以内の親族の方。 ○当J Aが指定する保証機関(株式会社ジャックス)の保証が受けられる方。 ○その他当J Aが定める条件を満たしている方。
4. お借入金額	○10万円以上500万円以内(1万円単位) ※ただし、専業主婦の場合は30万円を上限とします。
5. お借入期間	○6ヶ月以上10年以内
6. お借入利率	○当初のお借入利率を、お借入期限まで適用いたします。(お借入期間中の見直し・変更はございません。) ○お借入利率等、詳細については、当J Aの窓口へお問い合わせください。
7. ご返済方法	○「元利均等方式」 ○「毎月返済」と「毎月・ボーナス併用返済(毎月返済に加え年2回、特定月の増額返済)」からご選択いただけます。 ※ボーナス返済分の返済合計元金は、お借入金額の50%を限度とします。 ○詳細については、当J Aの窓口へお問い合わせください。
8. 担保	○不要です。
9. 保証	○当J Aが指定する保証機関(株式会社ジャックス)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 ただし、保証機関が必要と判断した場合は保証人が必要となります。
10. 保証料	○保証料内包型 お借入利率に含めて保証料をお支払いいただきます。 保証料率は年1.8%となります。
11. 苦情処理措置 および紛争 解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当J A本支店または金融部金融推進課(電話:092-322-2766)にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する体制を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、福岡県農業協同組合中央会が設置・運営するJ Aグループ福岡総合相談所【福岡県J Aバンク相談所】(電話:092-711-3855)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J A金融部またはJ Aグループ福岡相談所【福岡県J Aバンク相談所】にお申し出ください。 福岡県弁護士会紛争解決センター 福岡県弁護士会館 (電話:092-791-1840) 北九州法律相談センター (電話:093-561-0360) 久留米法律相談センター (電話:0942-30-0144)
12. その他	○お申込に際しては、当J Aおよび当J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○ご返済額の試算については、当J Aの窓口へお問い合わせください。